



# 法定後見制度について

## 成年後見人を体験して、私の提言

### I はじめに

私の後見業務が終了しました。3年前、家庭裁判所から私が成年後見人(以下「後見人」という)として選任されたその成年被後見人(以下「ご本人」という)が、老衰で亡くなったのです。葬儀の参列者11人の中には、ご本人の法定相

続人の姿は無かった。私はご本人のアルバムから、先立たれたご主人との写真を切り取りました。仲は良かったそうです。ご本人の棺に、ツーショット写真とお花とお菓子を入れ、その棺を閉めました。

必要処分義務の考え方を準用し、発展させればよいかと思えます。

### 二 死亡届出ができる者

戸籍法87条には、死亡届出ができる者が列挙されております。親族・同居者・家主等ですが、しかしその中に後見人はありません。本件では、私が葬儀の段取りをしました。困ったことに、私が死亡届出することは、葬儀社から拒否されました。死亡届出ができないのであれば、埋葬許可も得られず、葬儀日程さえ決められません。急には、親族から署名押印をいただけない場合があります。通常ならば簡単な法律手続きでも、親族以外の者がする場合には実務上、困難な時があります。何らかの事情があったからこそ、親族以外の者が後見人に選任されたのです。後見業務が終了しても、依然としてその事情は解消されていない場合が多い。

には、そのように明記した方が実用上有用でしょうし、またそのように改正しても弊害は無いと思います。

### 三 免責制度

後見人を免責する制度が必要です。後見人は、ご本人の利益を第一に考えて判断します(民法858条)。しかし、結果的に不利益につながる場合があり得ます。あるいは、ご本人の利益を考えた判断が、推定相続人の不利益になる場合もあるでしょう。

ます。もし、そのリスクが顕在化した場合にでも、その許可されたものについては重大な過失が無い限り、後見人が免責される制度です。

税理士会は成年後見賠償責任保険制度を構築しました。しかし、前記の調停後に予想されるリスクは、この保険の対象とはならないものでした。免責制度と共に、保険範囲や財源等、まだまだ拡充が必要です。

### 四 財産報告は暦年を基本とすべき

後見人は選任されるとまず、ご本人の財産を家庭裁判所に報告します(民法853条)。その後の財産報告は、それ以後一年ごとに求められることが、実際には多いようです。(ご本人の事情等によっては、その報告期間は家庭裁判所の判断によります) 選任時に報告し、その後一年ごとの報告では、その期間の財産の増減は把握できるが、その増減要因を把握し難くなります。そのため、仮決算等の手続きが必要で

### II 提言

私が、本件の経験から法定後見制度について考えたことを以下に述べます。なお、法定後見制度には、後見・保佐・補助の三つがありますが、本稿では民法8条・9条、838条・875条に規定される成年後見人に関して述べます。

#### 一 後見業務の引継ぎ

後見業務はご本人の死亡により終了します(民法10条)。それは唐突に過ぎます。確かに後見人の代理権(民法859条等)は、ご本人の死亡によって消滅して当然です。しかし、死亡直後には、通夜・葬儀、事業の引継ぎ等の問題が生じます。後見人はなお、ご本

人の預金を管理しております。実務上、そのまま葬儀を取り仕切ることも多い。

そこで、ご本人死亡時には、当然に発生する諸問題につき、後見人と推定相続人との間で『後見業務引継ぎ契約書』を作成する制度が有用であると、私は考えます。記載必須項目としては、葬儀に関する事項・預金や財産の引継事項の二点。次に、不動産所得等の事業がある場合には、当分の間のその経営に関する事項や銀行による事業用預金の凍結対策等です。また、それは家庭裁判所にも事前に提出しておくものとします。この制度は民法654条(委任の終了後の処分)の受任者の

ご本人死亡直前までは、後見人はご本人の生活のほとんどについて實際上の責任を負っておりました。私は、ご本人死亡時の後見人は、親族同様に死亡届出ができて当然だと考えます。戸籍法

本件では、私は二つの調停を経験しました。後見人は実際上、ご本人のほとんどの法律行為に関する権限を有します。私は代理人として調停に出席し、これらの調停内容を家庭裁判所に逐一報告しました。しかし、本件の調停での私の判断については後日、相続人からその責任を追及される可能性もあり得ます。

現制度でも、ご本人の自宅処分については家庭裁判所の許可が必要で(民法859条の3)。これをもう一歩進め、リスクがある重大な判断については、後見人の申立に対して家庭裁判所が許可を与える制度が望ま

家庭裁判所への財産報告対象期間は、特にご本人の確定申告が必要な場合には、初年度は後見人



(東) 植木 心一

選任時からその年末まで、その後は暦年とする  
ことを基本と考えるべき  
です。なお、現制度でも、  
後見人が暦年で報告した  
い旨を家庭裁判所に相談  
し許可を受けることによ  
り、そのような報告とす  
ることは可能です。

### 五 後見業務終了後の 職務報酬請求

後見人は、その職務に  
対する報酬付与の申立を  
することができ、(民法  
862条)。

ご本人死亡によって後  
見業務は終了し、その瞬  
間から預金等は相続人の  
共有財産になります。と  
ころが、後見人が最終の  
職務報酬の請求付与を申  
し立て、家庭裁判所から  
その審判が出るのは、ご  
本人死亡後2カ月以降と  
いうのが実際のところで  
しょう(民法870  
条)。ご本人の預金等は  
すでに相続人に名義変更  
されていることも多く、  
それでは、相続人から後  
見人への職務報酬の支払  
が滞る可能性があります。  
す。あるいは、それを慮  
って、後見業務が正しく  
全うされないことも懸念  
されます。これを防ぐた  
めに、供託制度が有用で  
あると私は考えます。預  
金等を相続人に名義変更

する前には、最終の職務  
報酬の概算金額を家庭裁  
判所に供託できる制度で  
す。なお、現制度でも、  
後見人は事情等を家庭裁  
判所に相談することによ  
って、その審判を急ぐこ  
とは可能です。

### 六 書類の保管

後見業務では、書類が  
膨大に発生します。生活  
すべての書類です。後見  
人は、後日に自らの職務  
責任を追及されることを  
心配し、書類の処分に躊  
躇します。この膨大な書  
類を、後見人は10年も保  
管するのでしょうか。  
(民法167条、703

条等の不当利得返還請求  
権の時効期間)もし、後  
見人が家庭裁判所への報  
告資料に添付して送付す  
れば、そこで保管される  
のは、通常は5年(民法  
875条)です。重要性  
の低い書類は、家庭裁判  
所の許可の下での処分可  
能な制度が望まれます。

### 七 職業専門家が後見 人になる場合

例えば子供が親の後見  
人になる場合と、職業專  
門家になる場合とでは、  
意味合いが違います。制  
度としては明確に区別す  
べきです。親族が後見人  
になるのは、扶養義務の  
延長上に位置付けられる

## Ⅲ 終わりに

血縁の無い方の人生  
に、これほど深く関与で  
きました。ご本人に対し

でしょう。お金の管理に  
しても、ご本人と後見人  
との家計が不可分な場合  
も多い。これでは、適正  
な帳簿作成や書類保存ど  
ころか、ご本人の金銭と  
の峻別は不可能です。し  
かし、職業専門家が後見  
人になるのは、専門業務  
の延長上にあります。そ  
こで期待されるものは、  
その専門能力は言うまで  
もなく、それ以上に実は、  
各士業の矜持といったも  
のではないのでしょうか。  
職業専門家の後見業務  
は実際上、その後見人の  
事務所としての対応とな  
らざるを得ません。家庭  
裁判所としても後見人が

て感謝の気持ちで一杯で  
す。家庭裁判所の方々に  
とっては、このご本人は

事務所として対応するこ  
とを前提に、職業専門家  
を選任しているのではし  
ょう。つまり後見人の責任  
において、事務所職員が  
職務履行補助者として実  
際の事務等を補助しま  
す。本件で私は、事務所  
職員の一入をその後見の  
事務担当に決めました  
が、その者の仕事の半分  
以上は、その関連事務と  
なりました。まさか職員  
に、後見の事務について  
はボランティアでしてく  
ださい、と求めることも  
できません。  
後見人として親族がな  
るのか、職業専門家がな  
るのか、制度上は区別す  
べきです。

私からの報告書の上だけ  
の存在です。私は家庭裁  
判所への最終の報告書  
に、ご本人の幼い頃から  
の写真数枚を添付しまし  
た。

全国税理士共栄会だより No.350  
(2005年6月号)

## なりませんか、税理士VIP代理店

キャンペーン期間 平成17年1月~12月  
ただ今、Ziキャンペーン実施中!

### 事務所の収入源、確実に拡大

全税共では、税理士事務所の収入源拡大と関与先の  
暮らしと事業を応援するために、ただ今、税理士事務  
所のVIP代理店化推進キャンペーン(Ziキャンペー  
ン)を推進しています。  
なりませんか、税理士VIP代理店!

- ◆代理店の仕事
- ◆VIP大型総合保障制度と全税共年金の普及  
及び契約の保全
- ◆生命保険設計書の作成及び提案
- ◆申込書類の記入と手続
- ◆※これらの仕事を通じて、提携生命保険会社  
から所定の代理店手数料が支払われます。
- ◆代理店になるための手続
- ◆税理士VIP代理店になるためには所定の資  
格が必要です。詳細は下記の提携保険会社にお  
問い合わせください。



お申込み・お問合せ先 明日生命・第一生命・日本生命・明治安田生命・住友生命・富国生命・AIGエジソン生命  
アリコジャパン・アクサ生命・損保ジャパンひまわり生命・マスマチュアール生命・オリックス生命

## ホールインワン100万円保険

年間12,000円で大きな補償

| 補償の内容     |         |
|-----------|---------|
| ホールインワン費用 | 100万円   |
| 賠償責任      | 1億円     |
| 身体傷害      | 1,000万円 |
| ゴルフ用品損害   | 32万円    |

保険料は団体割引  
30%  
適用

〈引受保険会社/御損害保険ジャパン〉 お問い合わせ先/全税共サービス 03(5740)8364 担当/桑原・辻野

全税共の事業はホームページでご案内しています。http://www.zenzeikyoo.com/